

保育者養成校における表現教育の取り組み(5)

－領域「表現」に着目して－

An Approach to Expression Education in Early Childhood Teachers Training School (5)

－Focusing on the Area of “Expression”－

多保田 治 江

要旨

『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾が2017年3月に告示され、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目が示された。今回の改訂によって整合性が図られた結果、領域「表現」の内容の順序や文章の表現方法が統一された。対象児の年齢が広範囲になったことから、子どもの発達への知識、音楽的発達への知識、音楽の専門知識が保育者に求められるスキルであることが分かった。

キーワード：表現(expression)／感性(sensitivity)／音楽行動(musical behavior)

I はじめに

小学校就学前の多くの子どもたちが幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園に通っている。幼稚園では『幼稚園教育要領』、保育所では『保育所保育指針』、幼保連携型認定こども園では『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』を基に保育が行われている。

2017年3月31日、『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾の他、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾も併せて告示された。幼児教育を行う施設の共有すべき事項として、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目が『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾に記載されるようになった。また、『保育所保育指針』²⁾では1歳以上3歳未満児、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾では満1歳以上満3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容に

ついてこの時期の発達の特徴を踏まえて5領域にまとめて示されるようになった。改訂事項の中でも領域「表現」について着目し、文献を考察することが今回の研究目的である。

II 『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾の領域「表現」

2017年3月31日、『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾の他、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾も併せて告示された。1年の周知期間において、2018年4月1日から施行予定である。

幼児教育を行う施設の共有すべき事項として、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾に記載されるようになった。資質・能力は、次の3事項である。

「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする

TABOTA, Harue

北陸学院大学 人間総合学部 子ども教育学科
音楽、音楽表現Ⅰ・Ⅱ、音楽科教育法

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことを使
い考えたり、試したり、工夫したり、表現したり
する

「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を
営もうとする

資質・能力の三つの柱は、現行の『幼稚園教育
要領』⁴⁾等の5領域の枠組みにおいても育んでいく
ことが可能であると考えられることから、『幼稚園
教育要領』⁴⁾等の5領域は引き続き、維持するこ
ととなった。⁵⁾

生きる力の基礎を育むため、「幼稚園教育の基
本」、「保育の目標」、「幼保連携型認定こども園教
育・保育要領の基本」を踏まえ、資質・能力を一
体的に育むように記載されている。⁶⁾

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、ねら
い及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力
が育まれている子どもの卒園を迎える時期の具体
的な姿であり、保育の留意事項である。

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

の10事項である。領域「表現」に関する事項は
豊かな感性と表現である。幼児期の終わりまでに
育ってほしい姿は次の通りである。⁷⁾

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中
で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、
感じたことや考えたことを自分で表現したり、友
達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する
喜びを味わい、意欲をもつようになる。

このように、幼児教育を行う幼稚園・保育所・
幼保連携型認定こども園の共有すべき事項が各々
の施設の基になる『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所
保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保
育要領』³⁾に記載されたことによって整合性が図ら

れたことは画期的なことである。

『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園
教育・保育要領』³⁾は、現行の『保育所保育指針』⁸⁾、
現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要
領』⁹⁾に比べると充実した記載となっている。1歳
以上3歳未満児の発達の特徴を踏まえて5領域に
まとめて保育に関わるねらい及び内容が示された。
研究対象の感性と表現に関する領域「表現」のね
らいと内容は、次の通りである。⁸⁾

1 ねらい

- ① 身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚
を味わう。
- ② 感じたことや考えたことなどを自分なりに表
現しようとする。
- ③ 生活や遊びの様々な体験を通して、イメージ
や感性が豊かになる。

2 内容

- ① 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れ
て楽しむ。

現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容①と同じ

- ② 音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽
しむ。
- ③ 生活の中で様々な音、形、色、手振り、動き、
味、香りなどに気付いたり、感じたりして楽し
む。

現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容③と形と色の
入れ替えがあるもののほぼ同じ／現行の『幼保
連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(1)
と形と色の入れ替えや味と香りの追加があるも
ののほぼ同じ

- ④ 歌を歌ったり、簡単な手あそびや全身を使う
遊びを楽しんだりする。
- ⑤ 保育士等^{注1)}からの話や、生活や遊びの中での
出来事を通して、イメージを豊かにする。
- ⑥ 生活や遊びの中で、興味のあることや経験し
たことなどを自分なりに表現する。

『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼
保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾におけ
る3歳以上児の感性と表現に関する領域「表現」
のねらいと内容は、次の通りである。¹¹⁾

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな
感性をもつ。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾ねらい(1)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾ねらい(1)と持つ以外ほぼ同じ

- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾／現行の『保育所保育指針』⁹⁾ねらい(2)と同じ

- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾／現行の『保育所保育指針』⁹⁾ねらい(3)と同じ

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音、形、色、手振り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(1)と形と色の入れ替えがある以外は同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容③と形と色の入れ替えや味と香りの削除があるもののほぼ同じ

- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(2)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容④の美しいものや心を動かすを様々と記載以外は同じ

- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(3)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容⑤と同じ

- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(4)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容⑥などが一箇所削除以外は同じ

- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連

携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(5)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容⑦に用具の追加以外は同じ

- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(6)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容⑧となどが一箇所削除以外は同じ

- (7) かいたり、つくったりするのを楽しみ。遊びに使ったり、飾ったりなどする。

現行の『幼稚園教育要領』⁴⁾・現行の『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』¹⁰⁾内容(7)と同じ／現行の『保育所保育指針』⁹⁾内容⑨にそれをとなどを追加

今回の改訂によって整合性が図られた結果、内容の順序や文章の表現方法も統一されたように推察される。『幼稚園教育要領』¹⁾、『保育所保育指針』²⁾、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』³⁾は、各領域の構成が「ねらい」「内容」「内容の取扱い」である。「ねらい」「内容」の項目が活動の主体者である子どもの視点で記されていることや「内容の取扱い」の項目が保育者の視点で記載されていることは現行を踏襲していると言える。

領域「表現」に着目すると、0～2歳児の施設利用率の上昇等を踏まえて3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容が充実した。¹²⁾この年齢の子どもたちの音楽的発達や音楽行動に影響を与える要因は何かについて検討することはとても有意義であると思われる。

Ⅲ 乳幼児期の子どもの音楽的発達と音楽行動

スワンウィック (K. Swanwick) は、生き生きとした人間の特質である遊びが、本質的にすべての芸術的活動と密接に関係するという考え方に注目した研究者である。この理論の展開に大きく影響を与えたのはピアジェ (Piaget, J.) である。¹³⁾

スワンウィックは、マスタリー、模倣、想像的な遊びという心理学的概念に音楽的要素（音素材の制御、表現上の特質、構造上の諸関係）を対応させ、関係を示している。(図1)

マスタリーは注意を芸術の素材へ向けさせる遊びの要素、模倣は芸術の表現上の特質や関連的な

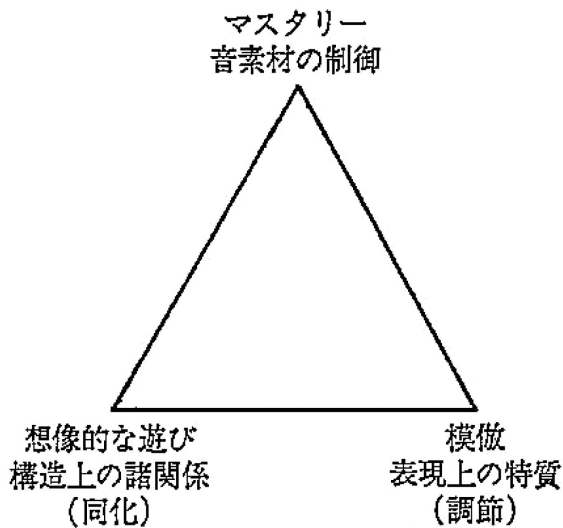


図1 遊びと音楽の3要素

キース・スワンウィック，野波健彦他訳．音楽と心と教育．音楽之友社，1992，p. 84より

特質に関する遊びの要素、想像的な遊びは我々の注意を芸術の構造に向けさせる遊びの要素である。遊びと音楽の3要素は、マスタリー、模倣、想像的な遊びの順序で発達すると述べている。¹⁴⁾

また、スワンウィックは、音楽的発達の8つのモードを螺旋形で表している。その理由は、音楽的発達の過程が循環的であること、累積的であること、個人的側面と社会的に刺激され反応する側面（他の子どもと合奏する等）を往來することから螺旋形で示したと述べている。¹⁵⁾ (図2)

感覺的モード

音色から受ける印象に反応しやすい。明確な音の大きさの違いに興味を示す。勝手気ままな音の探究の時期である。3歳頃までに確立される。

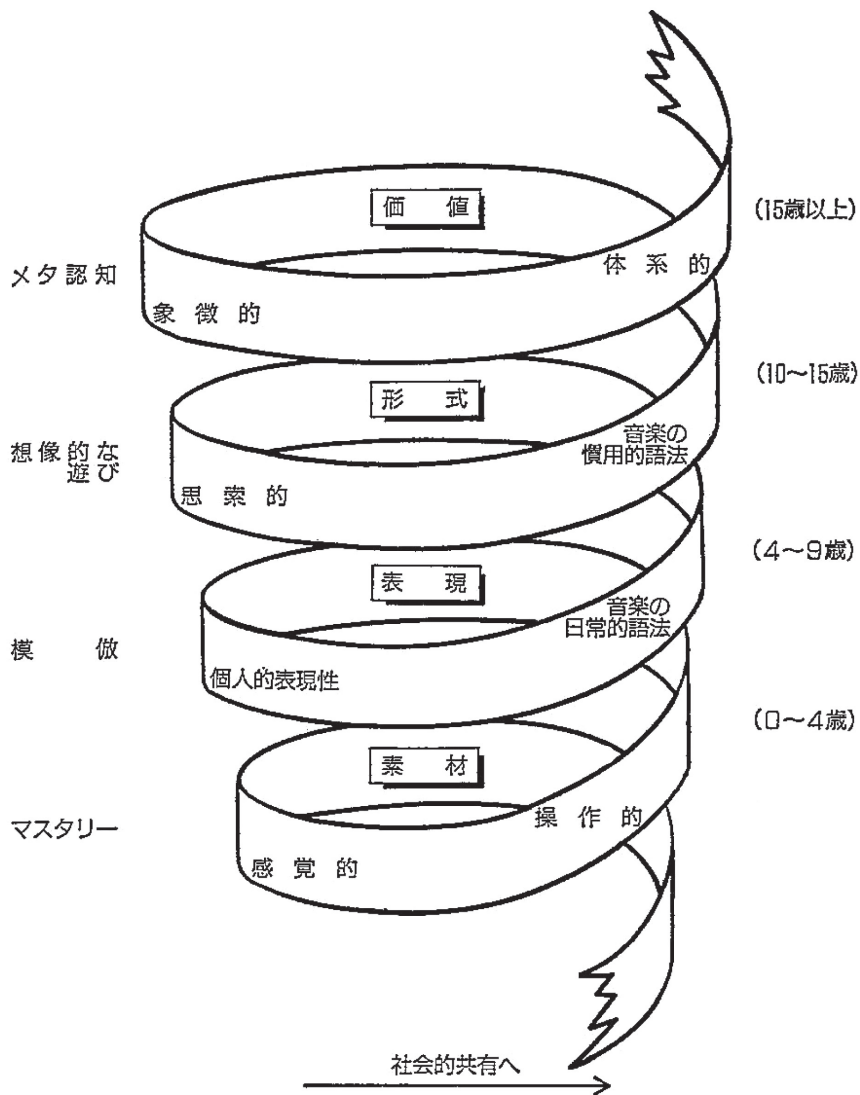


図2 音楽的発達の螺旋状過程

キース・スワンウィック，野波健彦他訳．音楽と心と教育．音楽之友社，1992，p. 109より

操作的モード

楽器の取り扱いに興味を示す。規則正しい拍子をつくり始め、楽器の構造や形状に触発されてグリサンド音階や音程のパターン、トリル、トレモロなどの奏法も使用し始める。4～5歳頃には操作的モードに制御する行為もみられる。

個人的表現性のモード

かなり不自然にわざとらしく速くしたり音を大きくするなど、速さや音のレベルを変化させる。構造上の制御はほとんどない。4～6歳頃が最適の時期である。

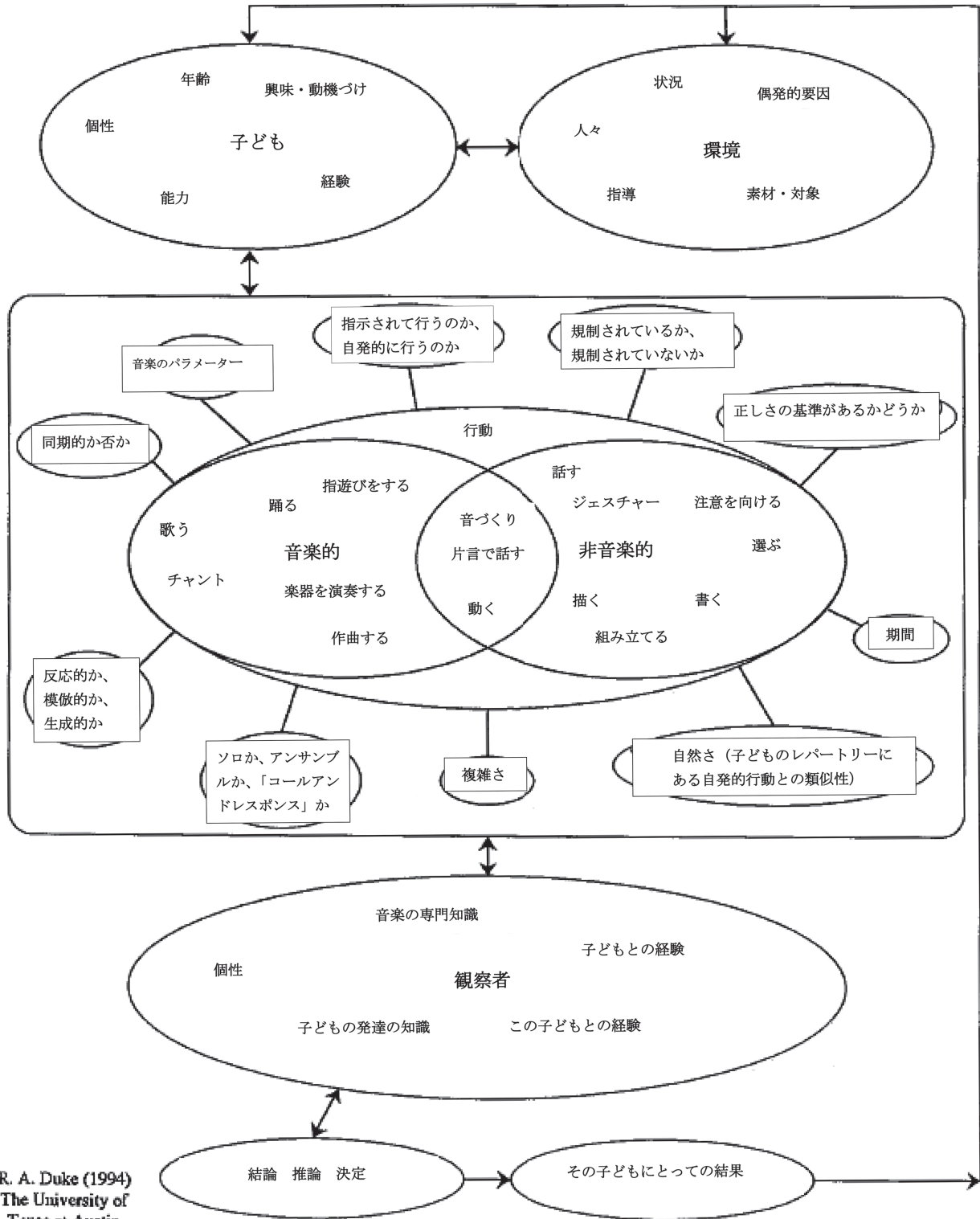


図3 音楽における子どもの行動観察に影響を与える要因

音楽の日常的語法のモード

反復可能なメロディーパターンやリズムパターンが現れ始める。短く、単調ではあるが構造的まともにもみられる。オスティナートをういたり、拍子感のある表現もみられる。5歳～7歳ないし8歳頃に確立される。

思索的なモード

音楽の日常的語法のモードに十分に関わることによって、思索的なモードへと進む。構造上の可能性を探求しようとする欲求がみられる。何回かの反復によって音楽的な規範を確立した後で、新奇な終止をする。9歳ないし11歳児にみられる。

音楽の慣用的語法のモード

構造上の意外さが比較的確実に統合されて、一般的に認められる様式になる。

象徴的なモード

象徴的なモードは、音楽的経験についてよく考える能力や音楽的経験を自己意識や価値の体系に関係づける能力によって明確化される。15歳頃以前に見いだされないし、時には感知できない場合もある。¹⁶⁾

デューク (R. A. Duke) は、子どもの音楽行動における「子ども」「環境」「音楽行動」「非音楽行動」「観察者」の関係図を作成した。^{註2)} (図3)

この関係図は、保育における子どもを見る観点となる。また、子どもの発達の知識や音楽の専門知識など保育者に求められているスキルについても述べている。

IV おわりに

今回の改訂は、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園はともに幼児教育を担っている施設であることを共有すべき事項の記載によって明確化した。

また、改訂によって整合性が図られた結果、領域「表現」の内容の順序や文章の表現方法も統一された。対象児の年齢が広範囲になったことから、子どもの発達の知識、音楽的発達の知識、音楽の専門知識が保育者に求められるスキルであることが分かった。

〈注〉

- 1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、保育

教諭等と記載されている。

- 2) ISME タンパ大会 (1994年) の研究発表資料を筆者が翻訳 (了解済)

〈参考文献・引用文献〉

- 1) 文部科学省『幼稚園教育要領』(平成29年告示) フレーベル館, 2017年
- 2) 厚生労働省『保育所保育指針』(平成29年告示) フレーベル館, 2017年
- 3) 内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』(平成29年告示) フレーベル館, 2017年
- 4) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館, 2008年
- 5) 中央教育審議会. “幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について”(答申) 文部科学省. 2016-12-21
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf
2017年7月30日閲覧
- 6) 前掲書1) pp. 5-6、2) p.10、3) p. 5
- 7) 前掲書1) pp. 7-8、2) p.12、3) pp. 6-7
- 8) 前掲書2) p.21、3) pp.24-25
- 9) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館, 2008年
- 10) 内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館, 2015年
- 11) 前掲書1) pp.20-21 2) p.29、3) pp.31-32
- 12) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会. “保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめの概要” 2016-8-2
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2/0000132740.html>
2017年8月6日閲覧
- 13) キース・スワンウィック. 野波健彦他訳. 音楽と心と教育. 音楽之友社, 1992, p.80
- 14) 前掲書10) pp.64-84
- 15) 前掲書10) pp.95-96
- 16) 前掲書10) pp.107-111